

【3月3日】

参・予算委員会 義家議員からの質問 総理答弁、大臣答弁

○義家弘介君

自由民主党の義家弘介です。

まず、鳩山総理にお伺いたします。

今日、三月三日は総理の御地元の北海道の子供たちにとって特別な日となっておりますが、今日は何の日か御存じでしょうか。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

全国的にひな祭りであることは存じておるんですが、北海道の子供たちに特別に何かというふうに言われても、一瞬、恐縮であります、浮かばないんであります。

○義家弘介君

本日は北海道の公立高校の入試の日であります。

皆さんは、高校無償化法案、これを四月から始めるということでやっておりますけれども、今、彼ら一生懸命入試をしています、例えば高校受験をする彼らが試験の前に遅刻してきたら、テストは受けれるでしょうか。いろんな事情があろうとも、その自分の人生を左右する高校受験の場所に五分、十分遅れてきて、申し訳ありませんでしたと頭を下げれば、彼らはテストを受けさせてもらうことができるでしょうか。できないんですよ。

彼らは、中学三年生の教科書で、公民の中で、私も社会科の教師ですが、国会という場所は国権の最高機関であり、唯一の立法機関である、そう習ってその内容をテストで答えているわけです。今、地元の中学三年生が試験が終わり、そしてテレビを付けて国会の様子を見たなら、一体どんな失望した気持ちになるでしょうか。

今、この政治と金をめぐる、まず総理のマザコンの問題、小沢幹事長のゼネコンの問題、そして日本教職員組合の裏金のコントロールの問題、この三大疑惑が今大問題となって国民に批判を与えておりますけれども、まず北教組については、三月一日に札幌地検が政治資金規正法違反容疑で長田秀樹委員長代理など幹部ら三名を逮捕いたしました。現在、北教組は委員長が空席になっておりまして、長田委員長は北教組の最高責任者であります。事態は、北海道教職員組合の最高責任者以下幹部が逮捕されるという重大な事態に発展しています。

規範意識とか道徳心を教える、そういう教育をつかさどる者たちが、北教組では、今まで再三指摘してきましたが、自らのイデオロギーを具現化するような授業や教案をつくり、そしてさらに、選挙の折に莫大な公金を原資とした裏金を使い、違法な先生たちの動員によって、まさに自分たちのイデオロギーを実現するために議席を買っていると言われても仕方のないような状態に総理の御地元である北海道はなっております。

自民党は、二月の十八日に私を団長とする調査団を現地に派遣しまして、様々な関係者と具体的意見を交換してまいりました。まずは、現職の教員、管理職も含めた現職の教員から得られた驚くべき証言の数々をここで紹介したいと思います。

まず、各選挙における動員や資金カンパなど、具体的な指示は北教組からあるのか。支持者カード集めは十枚程度のノルマがあった。電話掛けは当然だが、私は校内では行わず、組合事務所や自宅で行っていた。動員も当然。動員表などが作られ、役員が配分している。断ることはできない。市町村などの選挙の規模や北政連の候補者であるかによってノルマの差がある。北政連の候補者である場合はノルマがかなり厳しい。なお、投票日前日の土曜日は証拠を隠滅するようとの指示が組合から来る。さらには、選挙の際は運動員としてポスティングや戸別訪問をやらされることが多い。勤務時間外に自分の学区以外の場所で行う。運動員としての労務費は出ないからボランティアになる。やっていられなくて組合を脱退する者が多い。平和闘争資金という名称のカンパがあり、選挙前は一人千円ぐらい組合費に上乘せされる。組合費は月額一万円程度、以前は天引きだったが、給与が振り込みになった後はろうきんとの提携で引き落とされる。選挙活動などで教員の選挙活動は言うまでもなく違反とされていることですけれども、政治的活動の制約があるところですが、多くの組合員がそれが違法行為だと知っているのかということに対しては知らない。多くの教員は知らない。通常の公務員は自身に関係する法律については勉強するけれども、教員には意外とそれがない、知らない先生が多い。そして、校内でイデオロギーがある人が一人でもいると、なかなか逆らえないような職場の環境がある。

そこで、まず鳩山総理にお伺いしますけれども、この総理の御地元の日教組の中の北海道の北教組は、去年の大会資料の中で、総選挙に際し、北海道十二の小選挙区すべてで組織推薦候補の勝利を目指しており、組織推薦候補としては連合北海道が推薦、協力、決定をした候補者のことだが、鳩山総理、鳩山総理は北教組から選挙やパーティー券の購入などの支援を選挙の折に受けているでしょうか。

○委員長（築瀬進君）

答弁の前に、ただいまの義家君の発言の中で不穏当な言辞があったとの指摘が与党理事の方からございました。

このことについては後刻理事会で議事録精査の上、判断をしたいと思います。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

今お尋ねであります。必ずしも即答できなくて恐縮であります。多分、北教組の皆様方にもいろいろと応援をいただいているのではないかと、そのように思っております。

○義家弘介君

どのような応援を受けているか。例えば、今この裏金の問題がすごく大きな事件に

なっていますが、御自身の御地元、選挙の折のこと、しっかりとチェックしているでしょうか、総理。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

私自身に関しては、そのような裏金のような話は存在しないと確信をしております。チェックしても結構であります、そのことは確信をいたしております。

ただ、現実には北海道において今、北教組がいわゆる政治資金規正法違反で逮捕者が出たということは大変遺憾なことでもあります。このようなことがある以上、特に教職員の方々は子供さんに対して大変影響の大きな方々でありますから、このようなことがないように努めていかなければならないことは言うまでもありません。どのような団体であれ、このような法令違反というものを犯すことは決して断じてあってはならないことだと、そのように考えております。

○義家弘介君

法律では教育公務員特例法というものが存在しまして、その十八条では、教員の政治行為については国家公務員と同等の規制が掛かっていると。つまり、組織立って教員という地位の中で選挙活動を行っていく、これは違法な行為である。そのことは総理自身もしっかりと分かっておりますよね。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

教職員の方々は、いわゆる国家公務員並みのそういった政治活動が禁止されているということは存じております。

○義家弘介君

だとすれば、総理の選挙の折、組合の動員によって学校の先生が半ば強制的に総理の選挙を手伝わされたという実態、あるかないかお答えください。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

私は今、存じ上げてはおりません。

○義家弘介君

すぐに地元連絡して確認するという思いはありませんか。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

必要に応じて確認することは結構だと思います。

○義家弘介君

先ほども言ったとおり、今、北海道の保護者あるいは子供たちあるいは真っ当に頑張っている先生たちは非常な困惑の中にいます。

例えば、北海道でありましたら三月の十九日でしょうか、大体卒業式が行われる。この卒業式の折にも、北教組のイデオロギー活動の一環として日の丸・君が代闘争というのが現在でも行われているわけですが、この違法な組合活動や偏向教育の問題について、これは地方公務員法第三十三条信用失墜行為の禁止、あるいは三十五条の職務に専念する義務などで定められており、例えば、勤務時間中の組合活動はこれは違反であるということ、これは三月一日の予算委員会の質問で我が党の馳浩議員より政府に確認したところでもあります。その中で是非、これは衆院でも読み上げられたものですが、改めてテレビを通じて国民の皆様にもこの北教組の違法な活動の実態を御覧いただきたいと思います。(資料提示)

これはよく、日教組、北教組は昔は過激だったけれども今はという声を聞くわけですが、二〇一〇年二月一日月曜日、十四時二十七分にある中学校に対して入ったファクスです。さて、この十四時二十七分、文部科学大臣、これは勤務中ですよ。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

過日の衆議院の部分でその文書をいただきまして、後刻、御質問いただいた馳議員から実物のコピーをいただきましたので、早速、今日調査を、問い合わせをすることを、北海道の教育委員会に対して事実関係調べるようにという指示を、要請をいたしましたが、その日は平日で、学校をやっている日であることは間違いございません。

○義家弘介君

引き続き、これが地方公務員法違反であるということをもう一度確認したいと思います。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

お触れいただきましたように、地方公務員法の職務に専念する義務ということで、第三十五条に、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」ということがございますので、公立学校の教職員については、地方公務員法により、職務専念義務ということで勤務時間中に組合関係の文書をファクスで送信したり組合の会議を行ったりすることは禁じられているということがございますので、先ほど申し上げたように、現在、組合活動が行われたかどうか調べるようにという指示をいたしました。

○義家弘介君

実は、このファクスは我々が入手している中の一部なんです。まだまだたくさん問題の状況というのがあるわけですが、この資料の中でまず、問題だと思われること

は幾つもありますが、先日は連日のファクス連続攻撃を掛けてしまい申し訳ありませんでした、ということは、恒常的に組合が学校のファクスを使って組合の連絡をしているということが明らか。

さらには、小学校から中学校に行っているわけですが、十四時二十七分、これは授業中です。この時間にどンドンファクスを送れるということは、もしかしたらやみ専従がいるんじゃないのかという疑いも疑われる状況であります。

さらに、第十五回分会長会議は二月九日火曜日の四時三十分〇〇小学校で行いますと。これ、〇〇小学校も勤務時間中の学校で堂々とする。内容ですけれども、括弧の中に入っております、日の丸・君が代、今後の自主編成。この今後の自主編成とは、指導要領を逸脱した自主編成教材を北教組は使っているという大問題が常々指摘されていますが、それについてであります。

これらのファクシミリを見て、総理、どのようにお感じになりますか。

○国務大臣（川端達夫君）

先ほども申し上げましたように、御指摘のファクス、そして今の御指摘含めて職務専念義務違反の御指摘でございますので、教育委員会を通じて実情をしっかりと調べるようにということを示唆を併せてしたいというふうに思います。

加えまして、先ほどの選挙に関する逮捕者の問題に関しましては、これも事件が重大であり、教育現場においてこういう事態が起こったことは極めて遺憾なことでございますので、既に二月十六日に、いろいろ報道されている、先生の御指摘のことも含めて報道されていることで現職の教職員が教育公務員法違反に該当する事象がないかどうか、報道ではこういうことを言われている、こういうことを言われているけれども事実かどうかを調べるようにという指示も既に出しております、当然ながら法令違反は許されるべきことではないので、そのことをしっかりと調べて、教育委員会と連携を取って適切厳正に対処してまいりたいと思っております。

○義家弘介君

改めて総理にお聞きしますが、このような組織活動を行っている北教組の全面支援を受けている民主党ということについてどのようにお感じになるでしょうか。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

私などは持論で憲法の議論など盛んに行っていたものですから、必ずしも北教組の皆様方には好まれていなかった部分があったのではないかと考えております。

個人的なことはともかく、一つの政党、例えば民主党が北教組あるいは日教組に支援をいただいている、そのこと自体が当然悪いことであるわけではないわけですが、北教組がこのようなことを犯してしまっていると、特に幹部の方がこういうことを犯してしまっているということは大変遺憾なことだと。法令を破るような行為は到底許されないこととございますし、今このファクシミリも拝見させていただきましたし

たが、授業時間中にこのようなことが平然と行われていたということになれば、決してこのことはよろしくない話だと、そのように思って、先ほど川端大臣が申したとおりにしたいと思っております。

○義家弘介君

私自身、やはりこの問題は、小林千代美議員が辞職することによって道民の皆さんに本当に北海道の教育はこれでいいのかということをしかりと審判を受ける責任があるのではないかと、そう思うわけですがけれども、総理はいかがお感じになりますでしょうか。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

議員辞職の問題は、これは事実関係をしっかりと把握をする必要があるかと思っておりますし、まさに国会で御議論をいただくことが肝要ではないかと思っておりますし、まさにそういった出处進退は基本的には本人の意思の問題だと、そのように思っております。

○義家弘介君

私自身、これは実は今始まったことではなくてずっと行われていた、さらには、今回は小林千代美議員の運動員のお金を払う払わないがきっかけとなって裏金が発覚して大問題となったわけですがけれども、例えば、前回の郵政選挙においては、全面支援している候補者は横路候補者、鉢呂候補者、そして一区から五区までにそれぞれ専従の担当を付けまして、全面的に支援していこうという運動の取組が行われています。

私は、総理が命を守りたいという演説をしたとき、抽象的だとか情緒的だとか言う人もたくさんいましたけれども、私は実は心を打たれた人間の一人であります。やはり命というもの、これをどう大切に受け継いでいくかというのは大事ですがけれども、その中で忘れられないのが、北海道の滝川でちょうど二〇〇五年の九月に起こった、小学六年生が朝いつものように登校し、そして教室で首をつっているのが発見されたという事件がありました。そして、その事件の折、その六年生はいじめられたという思いを七通の手紙にして教室に置いてあった。

しかし、学校及びその教育現場はその内容については隠ぺいし、一年後に保護者の手によってその遺書が公表され、それからいじめ自殺の連鎖という悲しい事態に発展していったわけですが、この子は一番悩んでいたとき、北教組はこの指令書が出回り、選挙のために、何と書いてあるかということ、具体的には、組合員一人五人支持者獲得を目標とすること、支持者カードは紹介カードではなく、個々に面接、電話、親書などで支持を確認したものを記入し、第一次が九月二日金曜日締切り、第二次、九月八日木曜日締切りという具体的指示まで出しながら教員たちのけつをたたき、教員たちの違法活動を助長していたというものであります。

こういった、ずっと続いている流れに対して、断ち切らねばならないという思い、

総理、ありませんでしょうか。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

その滝川の女の子の自殺のことは私も覚えております。元の選挙区でありました、それだけではありませんが、大変ショックを覚えたのも事実でございます。

そのことに対しては、当然、いじめの問題、あるいは子供さんがこのような形で、暴力行為などがあっていろんなメッセージを出していたにもかかわらず、これは学校もあるいは親御さんもそのことが必ずしも十分にシグナルが聞き取れなかったというようなことは大変私は大きなテーマだと思っております、子供さんだけではなくて、自殺の問題、特に三月はそういった事例が多い月でもあるということで、自殺がないような、特にお子さんのいじめというものがないように政府としては積極的に努力をしていかなければならないと思っております。

そのことと先ほどのいわゆる北教組が行っていることは必ずしもすべてがイコールで、だからという因果関係であるとは思っておりませんが、もしそのようなことに専従をするが余り子供たちの心に必ずしも十分行き届かなかったというようなことがあれば大変な問題だと思っております、そのことも含めて真剣に努力をしてまいりたいと思います。

○義家弘介君

北教組及び違法な活動をしている日教組との関係を断ち切るという思いはありませんか。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

大事なことは、違法な行為をしないようにするということだと思っております、根本的に改めてもらわなければならないところはあろうかと思っております。選挙において合法的な立場の中でほとんどの方々は応援してくださっていると、そのようにも思っておりますから、そういう意味で断ち切ろうなどというような考え方を持っているわけではありません。

○義家弘介君

それでは、次のパネルをちょっと提示したいと思います。二〇〇九年度の卒業式。

これは、実は二〇一〇年、また一月二十九日の金曜日に北教組の会合において出されている資料であります。日の丸・君が代、この取扱いの仕方について、自分たちのスタンスとどのような方法で反対運動をしていくのかというマニュアルが、実はこれは一枚目をコピーしただけで、全十三ページのマニュアルが付されています。そして、学校、校長には具体的にこのように抵抗しようと。それで、最終的に強行された場合は、何と対抗戦術として町からの依頼業務等は全部拒否すると校長に脅す、さらに超過勤務は全部拒否する、それから卒業式後、入学式後一週間、朝の打合せで必ず分会

代表が学校長に抗議表明を行う、それから研究指定校は返上するというような対抗戦術まで出ているマニュアルであります。

このような実態が、今これ一月二十九日に出されている北海道の先生方の資料ですからね、これについて、総理、どう感じますか。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

資料の性格とか内容を正確に把握していないということではありますが、中身においていいますと、日の丸・君が代に関しては、これは既に国旗・国歌法と同時に学習指導要領でも国歌・国旗は我が国のは当然として他国のものに対しても尊重する態度をしっかりと養うように、そして国歌も歌えるように指導しなさいということを指導要領で定め、各教育現場に指導しているところでございます。

また、そういう意味で、この資料でいろいろと書いてありますけれども、実際の現場の実情として教育委員会等々から報告を求めたところであれば、いずれも、例えば公立の小中高等学校は国旗掲揚及び国歌の斉唱の実施率はおおむねいずれも一〇〇％ちゃんとやっていますという報告でございます。

あるいは、いろんな個々のやり取りのことが書いてありますけれども、教育委員会としては、今まで法に定められた、そして指導要綱に定められたとおりにしっかりとやるようにという指導をしております、現場の実態として先ほど御指摘をいただきましたような問題が本当に行われていたら職務命令違反ということで許されることではないという認識をしております。

これも実情は調べてまいります、現実のところ、そういう問題が起こっているという、現に現場としてそういう問題が起こっているとは受けておりません。

○義家弘介君

それでは、後ほどこの十三ページに上るマニュアル書を大臣に渡したいと思いたが。

北海道は、教育次長、ナンバーツーは文部科学省から行っておりますよね。どうしてこういう問題についてしっかりと連携して、問題が起こっているということが分かっているにもかかわらず、連携してその問題を拾い上げることができないのか、その辺についてのお考え、是非文部科学大臣、教えてください。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

いろんな事象で教育現場が、我々がしっかりと指導しなければならないことに反する事象が起こっていることについてはしっかりと報告を求め、連携を取り、対処するという連携は十分取っているつもりでございます。

今申し上げましたように、ここの今御指摘の資料では、こういうある種の運動方針

というんですか、出されておりますが、現実にそのことが実施され、教育現場が混乱し、あるいは教育委員会、我々が指導すべきと思っている事象に反することが起こっているという事態は今のところ認識をしておりますが、引き続き、御指摘でございますので、しっかりと連携を取ってまいりたいと思います。

○義家弘介君

多分、文科省も持っていると思いますが、この大会資料、これは結構安易に手に入りますから、この中を読み込んでみてください。いかにすごいことが行われているか、そしていかにひずんだ教育現場かということが明らかになるとと思いますので、これも後日、大臣にお渡ししたいと思います。目的は、政党とかのためではなく、子供たちのためである、その思いでお渡ししたいと思います。

もう一点、北教組の学習指導要領違反の偏向教育の例を挙げますと、竹島についてです。昨年も総理にこの問題について質問したところですけども、歴史的事実を冷静にひもとけば、韓国の主張の方が事実ののっとなっていることが明らかとしているわけですけども。

さて、昨年十二月二十九日の朝鮮日報に、北教組の信岡聡書記次長がインタビューに答えています。ちょっと長くなりますけれども、さらっと読みます。

まず、韓国側の主張を支援する内容を、これは翻訳してもらった日本語にしたものですけども、内容を学習資料に盛り込んだ理由、つまり、これ、学習資料ってあるはずなんですよ。この韓国側の主張を支持する内容を学習資料に盛り込んだ理由をという質問ですから、資料がある、これは是非、入手していただきたい、を問われたとき、去年七月、政府が中学校の教科書学習指導要領解説書に竹島問題を含めるという話を聞き、何度も研究を行った。解説書に竹島問題が含まれば、教科書に内容が載らざるを得なくなる。教師は無視できない。どのみち教えるほかないなら、対立について教えるのではなく、平和教育の範囲内で韓国側の立場を生徒に十分に知らせることが重要だと考えた。というようなとんでもないことを朝鮮日報のインタビューに答えております。

そこで、岡田外務大臣に問いますが、この北教組の、日本の竹島の領有権の主張は、戦争中に用途が生まれ、主張し始めたものだ、明確に日本の領土だと主張できるだけの根拠を探し出すことができなかったという発言、我が国の政府見解に対して、いかがでしょうか。

○国務大臣（岡田克也君）

それぞれの個人の意見はあるでしょうが、我が国の制度、我が国の政府としては、竹島は我が国の領土であるということで一貫しております。

○義家弘介君

その上で、この北教組の書記次長が、日本の教育には近隣諸国条項というものがある

る、教科書を記述する際に、教室で生徒たちに教える際、近隣の国に配慮しなければならないという原則だという話ですけれども、川端文部科学大臣に問います。北教組幹部が言うように、竹島問題を教科書に載せることは近隣諸国条項から許されないものなのではないでしょうか。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

教科書は学習指導要領及びその解説書に基づいて教科書作成の人たちがその創意工夫で作られていることは御承知のとおりだと思いますが、その中で検定作業というのが行われます。その中で、近隣諸国条項という概念がございます。ただ、それは、近隣諸国条項は、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮を求める規定であり、我が国の領土問題とは関係がないと承知をしております。

○義家弘介君

ありがとうございます。

しかし一方では、北海道の子供たちには竹島は歴史的に見れば韓国の領土だという教育が行われている実態もまたしっかりと受け止めた上で、調査を文部科学省としてもしっかり行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

委員御指摘の学習資料は、いろいろと御指摘をいただき問い合わせをしたんですが、学校の教育現場で使う学習の資料ではなくて、どうやら、労働組合の組合の討議資料ということのようだという情報までしか私は今正確につかんでおりませんが、現実には学校現場においてここで主張しておられるような教育が行われたということは承知をいたしておりません。

引き続き、学習資料がどういうものかということ自体はもう一度問い合わせたいと思います。

○義家弘介君

職場討議資料については以前出したものですが、この学習資料、私も入手しようと今いろんなところで話をしていますけれども、まず、それが明らかになった時点で共に北海道の子供たちのために行動していただきたいと、これは心からお願いいたします。

昨年十一月十日、参院予算委員会の際に私がこれらの質問をしたときに総理は、今教えていただきました、必ずしも把握していたわけではありませんというような答弁がされたわけですが、その答弁が事実だとしたら、昨年の十一月になって初め

てこの北教組の異常さに気付いたという答弁ですけれども、北海道の教育の実情、総理、このままでいいと思うか、あるいは駄目だと思うならどうしていくべきか、是非お答えください。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

ただいまも義家委員からるる北教組の、私どもから見ればかなり偏った意見というものが盛り込まれた指導がなされていると、そのように理解をいたします。

したがって、先ほど川端大臣もその実態をしっかりと調査をしながら正すべきは正していかなきゃならぬと、そのようにも思っておりますし、私としてもそのような方向で努力をすることが必要ではないかと、そのように考えております。

○義家弘介君

実は、これは今、北教組を集中的に取り上げましたが、日教組の運動というのは別に北海道だけに限ったことではありません。様々な地域でひずみを出していますが、例えば教職員の違法な政治献金といえは平成十八年の山梨県教職員組合の違法な献金事件、これが記憶に新しいところであります。輿石東候補を応援するために一億円を超えるカンパとして裏金をつくって、問題が表面化しました。

これについても、今実は大変な状況が起こっているわけですがけれども、この事件のときに略式起訴、政治資金規正法で略式起訴されて刑事罰を受け、更に教育委員会から停職三か月の懲戒処分を受けた組合の財務部長なんですけれども、昨年春、小学校の教頭先生になっているんですよ。これ、今受け止めて、川端文部科学大臣、どうお感じになりますか。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

学校の責任ある管理体制を確立するために管理職の登用は厳格に行い、適格者を任用すべきだというのは当然のことでございます。各教育委員会において任命されるものでございます。ただ、過去に処分を受けた者を公立学校の管理職に登用するかどうかについては、大変大事な立場であるということ踏まえつつ、任命権者である各教育委員会の権限と責任の下に適切に行われるべきでございます。

山梨県における管理職選考試験の考え方を山形県教育委員会に聴き取らせていただきました。山形県、失礼、山梨県教育委員会が任命権者であり、権限と責任を持っているということで問い合わせをさせていただきました。

管理職登用については、懲罰を受けたことのみをもって除外しておらず、市町村教育委員会の推薦を受け、筆答試問検査と面接試問検査等を実施する中で管理能力、指導力、賞罰歴等を総合的に判断をし行っているとの回答でございました。

以上でございます。

○義家弘介君

ある教頭先生からもらった言葉が何か胸に響きます。その教頭先生はこうおっしゃっていました。組合の指示でやらされている教師たちも被害者なんです、彼らをお子ごたちにしっかりと向かわせてあげてくださいというふうにおっしゃっていました。

つまり、この人事というのは、私も自民党の部会の中で全部の都道府県と政令市、調査いたしました。しかし、どこもこのような事例はありません。つまり、こういうメッセージなわけですよ。組合の言うことを聞いたら出世できるけど、言うことを聞かなかつたら大変なことになるぞという無言の人事によるメッセージになっているわけですよ。

これ、県議会でも取り上げられましたけれども、義務教育課長がこう言っています。処分を受けた時点でみそぎを済ませている。なお、この義務教育課長は山教組の幹部経験者です。

川端文部科学大臣、これについてどう思いますか。

○国務大臣（川端達夫君）

先ほど申し上げましたように、それぞれの県教育委員会において責任を持って権限を行使していると承知をしております。

○義家弘介君

こういう組合に組織的に応援をしてもらい、そして問題が起こったら、子供たちを社会全体で育てると言いながら、県の教育委員会の問題です、どここの問題です、このようにずらしながら行っている民主党の教育政策って一体何なんですか、総理。

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

私どもは、例えば応援をしていただいている様々、日教組を含め労働組合の団体がおられます。そのことは感謝をしたいと思います。しかし、そういった、彼らがやや偏向した考え方を変えないとか、あるいは法に違反した行為を行っているとか、そういうことがあることは許されないことだと、そのように思っております。

ただ、私どもは、これは明白に申し上げておきますが、例えば教育基本法の改正の議論が出たときには日教組さんとも何度も議論をさせていただいた。日教組にとってみれば、政府案よりも私どもの日本国教育基本法改正案の方がひどいと、厳しいという判断がありましたけれども、私どもはそれを作ってまいりました。

いろいろと応援をいただきながら、政策的にそのことによって曲げられてはならない、そのような思いの下で国民のために公平公正な意思決定、政策判断をしていきたいと、これからもそのように考えておりますし、今までもそのように行動してきたと、そのように思っております。

○義家弘介君

赤松農林水産大臣にお聞きします。

インタビューの中で、日教組のことに問われたときに、北教組の皆さんも一支持者、労働者として応援してくれた面はあると思う、非常にまじめで一生懸命な組合なので、場合によってはそういうおしかりを受けた点もあるかもしれない。この非常にまじめで一生懸命な組合ってどういう意味でしょうか。

○国務大臣（赤松広隆君）

記者会見のときに突然そういう質問があったものですから、これは予期をしておりませんでしたけれども、私のそのときの答えをとということで申し上げました。正確にこれはお伝えしないと誤解を生みますので、新聞の見出しだけを見た方はその部分しか分からないので、短い文章ですからちょっと読ませていただきたいと思います。

選挙で、私も小林さんのところへ何回も、実は選対委員長だったので応援に行きましたし、北教組の……（発言する者あり）どうしてですか。北教組の皆さん方も、立場を利用してじゃなくて、一支持者、労働者として応援してくれた面というのは確かにあると思います。非常にまじめな一生懸命な組合なものですから、場合によってはそういうおしかりを受ける点もあったかもしれませんが、まだ結果が出たわけじゃないので、しっかり見守っていきたくて。でき得れば、そういう罪に問われるようなことがないように私自身は希望しておりますけれども、これは司直が判断することでありますから、余りそういうことについて私の立場で不当だとか不当じゃないとか、そういうことは言わない方がいいと思っていますというのが私の全文でございます。

これを聞いていただいて、決して私は、ほぼ模範解答だと思っておりますが、批判を受けるべきところは全くないと思っております。

○義家弘介君

要するに、非常にまじめで一生懸命違法な政治活動やあるいは組合活動をしているということをお認めになったと取らせていただきたいと思います。

本年一月二十三日、日教組の教研集会に何と五十九年ぶりに文部科学省から高井美穂政務官が出席いたしました。そして、日教組の中村譲中央執行委員長は、政治の壁が低くなり、社会的なパートナーとして認知された今、私たちは公教育の中心にいると高らかに宣言しております。

昨年は輿石東氏が教育に政治的中立はないと言い、今度は日教組の書記長が公教育の中心にいる。しかし、政治的中立はこの事件を契機に国民的な注目も大きくなっていくところですから、しっかりと政府として行ってほしいわけですが。

衆院の質疑の中で、実は教員の政治活動を規制する教育公務員特例法第十八条で国家公務員並みにしているわけですが、しかし、第二条では罰則規定がないと。これについて、罰則も含めて検討するよう指示すると総理は御発言になりましたけれ

ども、これはいつまでに教員の政治的活動を規制するための法律、しっかりとしたものにするために動くのか、是非教えてください。

総理、総理が指示したので総理にお聞きしたいです。総理が指示したので総理にお願いします。

○国務大臣（川端達夫君）

先般の衆議院の予算委員会で、いわゆる教育公務員の政治的行為の制限についての規定の中に十八条の二項ということで罰則規定が除外されているということを何とかすべきではないかという御指摘があり、総理の方から検討をすることを大臣に指示したいということでした。

指示をいただきまして、実情がどうであるのかというのは、先ほど申し上げましたように教育委員会に問い合わせを含めてのことが一つでございますが、昭和二十九年にこの教育公務員法のこの第二条はいわゆる議院修正というか議員立法の形で付け加えられたという経過の中でございまして、そういう経過も踏まえながらしっかりとこれからどうしていくかを検討するように、取り組むことをスタートしたところでございます。